3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び高知市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第四百三十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県四万十市西土佐岩間字近谷山四九三の二七

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第四百三十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字東薗目字葭ノ島三の一、豊根村三沢字平附二の一、二の二、三、四の一、五、六の一、七

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字葭ノ島三の一・字平附二の一・二の二・三・七（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第四百四十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県上水内郡飯綱町大字高坂字裏ノ沢一一九一の二、字床滑一一九五から一一九七まで、一一九九、一二〇八から一二一二まで、大字倉井字放場二三三一、二三三二、二三八〇の二、二三八二のイ、二三八二のロ

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び飯綱町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第四百四十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県長野市大岡中牧字屋地通七三七の一、七三八から七四一まで、七四七、下伊那郡松川町上片桐二八四八の六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁並びに長野市役所及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第四百四十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡辰野町大字横川字下飯沼沢四九二四、四九三〇の一、四九三〇のロ、四九三一の一、四九三一の二、四九三二、四九三三の一、四九三三の二、四九三八のイ、四九三八のロ、四九三九、四九四〇、四九五四の一、四九五五、四九五九、四九六一から四九六五まで、四九六七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第四百四十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町田峯字段戸一の六二、字庄ノ津八の二四（次の図に示す部分に限る。）、字川入一の一五、一の三〇から一の三七まで、一の一一六、一の一六・一の四八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三都橋字落目八三の五四、八三の五五、字北ノ向一の四、一の五、一の二・一の三・一の六・一の一一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、豊根村富山字中澤二四の一、古真立字滝原山一の三、三の一、三の三、三の一二、三の二四、五の二、八、新城市塩瀬字中見山八、一一、一二、一・一〇・一四の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字大持原二九、二九の一、三〇、三一

二　指定の目的　水源のかん養

(二)　(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　(二)

保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町津具字天狗棚一の四〇（次の図に示す部分に限る。）、字桔梗根一の九、田内字戸木谷瀬二の四、二の一五、二の二七、一・二の三・二の五から二の七まで・二の一八・二の二二・二の二五（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、字平野一七の一四、一七の一五、一七の一七、二二の一、二二の一〇、一七の一・二二の五・二二の六・二二の九・字森脇一九（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字閉良廃戸九、一〇、字観地一、二、